

# 「新計画の構成」への意見募集について

平成17年6月9日  
原子力委員会  
新計画策定会議

## 1. 新計画の策定について

原子力委員会は、長期的かつ総合的な視点に立って、我が国における原子力研究開発利用推進にあたっての基本的考え方とそのための方策の基本的方向性及び今後の取組の基本的考え方を示す新たな計画(以下、新計画という。)を策定するために、昨年6月に新計画策定会議を設置して、以来、今日に至るまで議論を重ね、それを10の文書([http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/tyoki/tyoki\\_saku.htm#ronten](http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/tyoki/tyoki_saku.htm#ronten))に取りまとめてきました。

今般、新計画策定会議では、これらの文書の内容を、1)わが国の原子力研究開発利用推進の基本的目標、2)この目標を達成するための今後の取組の基本的方向、3)それぞれの方向に係る今後の取組の基本的考え方、という構成に整理した「新計画の構成」をとりまとめました。この資料の理解を深めていただくために、3)の今後の取組の基本的考え方について、より詳しく記述した「新計画の構成(詳細版:論点整理等のまとめ)」も「参考」として添付してあります。なお、以上の文書は会議における多数意見を踏まえてとりまとめたものでありますが、その内容に全員が一致して賛成しているわけではありません。

## 2. 意見募集について

新計画策定会議は、平成17年中のとりまとめを目指し、おおむねこのような構成の新計画を作成するために引き続き審議を重ねていく予定ですが、この機会に、この「新計画の構成」に示されている新計画の構成、新計画が重視する方策の基本的方向及び政府や民間の今後の取組の基本的考え方について、重要事項の欠落の有無、軽重の判断、その方向性等に関して国民の皆様からご意見をいただきたいと考えます。「新計画の構成」にご意見をいただくにあたっては、「参考」も併せてご一読いただければ、幸甚に存じます。

いただいたご意見は、策定会議の議事に付し、新計画本体の作成の参考にさせていただきます。しかし、いただいたご意見の個々に回答はいたしませんので、ご了承願います。

なお、今回の意見募集は、「新計画の構成」についてのものであり、今後とりまとめる新計画本体については、草案がまとまり次第、改めて意見の募集を行うことを予定しております。

関連して、新計画策定会議の配布資料、議事録、取りまとめた10の文書等は、原子力委員会のホームページでご覧いただけますので、参考にさせていただければと存じます。

(原子力委員会ホームページ:<http://aec.jst.go.jp/>)

(「新計画の構成」は、[こちらから](#)ご覧ください。)

また、文書中にあります専門用語の意味を調べたいときには、同ホームページの「原子力を知りたい方へ」をクリックしていただくと便利です。

### 3. 意見募集期限

平成17年6月9日(木)～6月24日(金)17時まで (郵送の場合は同日必着)

### 4. 意見提出要領

○下記の様式を参考にして、日本語でご意見をお寄せください。ご意見は1件ごとに別の用紙にご記入下さい。

(様式)
1. 氏名:
2. 年齢(いずれかを選択): 10代以下・20代・30代・40代・50代 ・60代・70代・80代以上
3. 性別(いずれかを選択): 男・女
4. 所属(会社名・学校名等又は職業):
5. 連絡先
・住所:
・電話番号:
・FAXをお使いであれば、FAX番号:
・電子メールをお使いであれば、そのアドレス:
6. 「新計画の構成」へのご意見の対象箇所 (例:○ページ○行目)
7. 意見及び理由

- 複数のご意見をいただく場合は、お手数ですが1件ごとに別の用紙にご記入ください。
- ご意見の対象となる「新計画の構成」の該当箇所を明記してください。
- 電子メール等を利用して応募される場合も、本記入要領に則してご記入願います。
- ご記入漏れや本要領に則して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただきます。
- 個人情報の取り扱いについて

氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)については、いただいたご意見の趣旨が不明確な場合などに問い合わせをさせていただくため、ご記入いただくものです。できましたら、年齢、性別、所属のご記入もお願いいたします。なお、ご記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用しません。

#### 5. 公開について

- いただいたご意見は、氏名、年齢、性別、所属、連絡先を除き公開することがありますので、あらかじめご了承ください。
- なお、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、該当箇所を伏せさせていただきます。

#### 6. 意見提出先

下記のいずれかの方法で、ご意見を送付して下さい。

- インターネットの場合、文字化け防止のため、半角カタカナ、丸付文字、特殊文字等は使用しないで下さい。
- 電話によるご意見は、お受けしておりませんので、ご了承ください。

##### (1) インターネットの場合

電子メールアドレス: [iken@aec.jst.go.jp](mailto:iken@aec.jst.go.jp)

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付 原子力グループ 宛  
(件名を「新計画の構成に対する意見」とし、テキスト形式で送付して下さい。)

##### (2) 郵送の場合

住所: 〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付 原子力グループ  
「新計画の構成」に対する意見募集担当 宛

(3)FAXの場合

FAX番号:03-3581-9828

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付 原子力グループ  
「新計画の構成」に対する意見募集担当 宛  
(件名を「新計画の構成に対する意見」として送信して下さい。)

問い合わせ先 : 内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付  
原子力グループ 後藤、犬塚  
tel. 03-3581-6688 fax. 03-3581-9828

## 原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定について

平成16年6月15日  
原子力委員会決定

### 1. 新たな計画策定への着手

原子力基本法は、我が国における原子力の研究、開発及び利用を、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとすることを求めています。

原子力委員会は、この方針に係る国の施策を計画的に遂行するために、原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「計画」という。）を策定してきました。原子力委員会は、昭和31年（1956年）に最初の計画を策定して以来、計画の進展や策定時との情勢の変化等を踏まえて概ね5年毎に計画の評価・見直しを行い、今日に至るまで合計9回にわたって計画を策定してきました。現行の計画は、平成12年11月に策定されたものであり、来年11月で5年を迎えることとなります。

我が国の原子力研究開発利用活動は、ほぼ期待通り進展しているところもありますが、核燃料サイクル事業を中心に遅れが見られます。また、電気事業の自由化の進展や新たに制定されたエネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画の策定、原子力安全規制体制や企業活動における品質マネジメント体制の強化、原子力二法人の統合、人材育成に対する新しい取り組みの必要性や核不拡散、核物質防護努力の一層の強化の必要性の顕在化など、新たな状況も生じてきています。

こうした状況を踏まえて、原子力委員会は、広聴の精神を踏まえて、本年1月より15回にわたって「長計についてご意見を聴く会」を開催するとともに、広く国民を対象に「意見募集」を実施し、「第7回市民参加懇談会～長計へのご意見を述べていただく場として～」を開催して、新たな計画策定に関して各界各層から提案・意見を聴取してきました。その結果、原子力委員会は、新たな計画を、平成13年の中央省庁の再編により原子力委員会が内閣府に属することになってから初めての計画であることにも配慮しつつ、平成17年中に取りまとめることを目指して検討を開始することとします。

### 2. 検討の進め方

#### (1) 新計画策定会議の設置

- (イ) 策定に必要な事項の調査審議を行い、新たな計画案を策定する新計画策定会議を原子力委員会に設置します。新計画策定会議の委員は別紙のとおりとします。委員は、調査審議に広く国民の意見を反映させるため、原子力委員会が、地方自治体、有識者、市民/NGO等、事業者、研究機関から、専門分野、性別、地域のバランス、原子力を巡る意見の多様性の確保に配慮して選んだものです。原子力委員も構成員となります。
- (ロ) 調査審議を円滑に行うため、必要に応じ、新計画策定会議に小委員会等を設けて論点整理等を求めることとします。小委員会等の構成員は原子力委員会が定めることとします。
- (ハ) 調査審議が終了したときには、新計画策定会議及び小委員会等は廃止するものとします。

(2) 審議の進め方

- (イ) 新計画策定会議及び小委員会等は公開とし、また、それらの議事録は会議終了後速やかに作成して公開します。ただし、新計画策定会議または小委員会等の議長が公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではありません。
- (ロ) 新計画策定会議の議長は原子力委員長が務めます。
- (ハ) 意見募集や市民参加懇談会の開催等により幅広く国民の意見を聴取して、これを審議に反映させるとともに、必要に応じ特定分野の参考人の出席を求め、意見を聴くこととします。

## 新計画策定会議構成員

平成17年6月

(議長) 近藤 駿介	原子力委員会 委員長
井川 陽次郎	読売新聞東京本社 論説委員
井上 チイ子	生活情報評論家
内山 洋司	筑波大学大学院 システム情報工学研究科リスク工学専攻 教授
岡崎 俊雄	日本原子力研究所 理事長
岡本 行夫	外交評論家
勝俣 恒久	電気事業連合会 会長(東京電力株式会社 取締役社長)
河瀬 一治	敦賀市長(全国原子力発電所所在市町村協議会 会長)
神田 啓治	京都大学名誉教授、エネルギー政策研究所 所長
木元 教子	原子力委員会 委員
草間 朋子	大分県立看護科学大学 学長
児嶋 眞平	福井大学 学長
齋藤 伸三	原子力委員会 委員長代理
笹岡 好和	全国電力関連産業労働組合総連合 会長
佐々木 弘	放送大学 教授
末永 洋一	青森大学総合研究所 所長
住田 裕子	弁護士、獨協大学特任教授
田中 知	東京大学大学院 工学系研究科 教授
干野 境子	産経新聞社 論説委員長
殿塚 猷一	核燃料サイクル開発機構 理事長
中西 友子	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
庭野 征夫	(社)日本電機工業会 原子力政策委員会 委員長 (株)東芝 執行役上席常務 電力・社会システム社 社長
橋本 昌	茨城県知事
伴 英幸	原子力資料情報室 共同代表
藤 洋作	関西電力株式会社 取締役社長(第23回まで)
前田 肇	原子力委員会 委員
町 末男	原子力委員会 委員
松尾 新吾	九州電力株式会社 代表取締役社長(第24回から)
山地 憲治	東京大学大学院 工学系研究科 教授
山名 元	京都大学 原子炉実験所 教授
吉岡 斉	九州大学大学院 比較社会文化研究院 教授
和氣 洋子	慶應義塾大学 商学部 教授
渡辺 光代	日本生活協同組合連合会 理事

計32名

(参考：補足説明)

## 1. 新たな計画策定に求められるもの

新たな計画の策定作業においては、現行計画の評価等を行い、原子力の研究、開発及び利用の基本原則、目標、実施責任主体等を明確にしていくことが重要と考えます。その際、可能な限り定量的に検証するなどにより、政策の妥当性を明らかにしていくことが重要と考えます。

特に、エネルギーとしての原子力利用に係る施策に関しては、行政各部門、研究開発機関、大学、民間が果たすべき短期、中期、長期的役割とこれを達成するために必要な国の規制・誘導施策の基本方針を明らかにする必要があります。

また、放射線や核反応の利用に係る施策に関しても、研究開発の有力なツールとして利用できる放射線発生装置等の整備から産業における利用に至る短・中・長期的課題に対する取り組みのあり方やその実施主体等に関する基本方針を明らかにしていくことが重要です。

このように、新たな計画は、原子力利用に関する国の内外の活動を展望して、短・中・長期的視点から、国の進めるべき施策の基本構想を示すものであることが求められていると考えます。

## 2. 新たな計画策定において考えられる検討の視点

- エネルギー供給における原子力発電の位置づけ
- 安全の確保、広聴・広報活動等、国民・社会と原子力の調和の在り方
- 原子力発電を基幹電源として利用するために必要な政府と民間の役割、及びこれに必要で合理的な核燃料サイクルシステムの在り方
- 高速増殖炉とその核燃料サイクル技術等、原子力エネルギー利用に係る研究開発の在り方
- 人類社会の福祉と国民生活の水準向上及び科学技術の発展に向けた、放射線、核反応を用いた原子力科学技術の多様な展開
- 原子力の研究、開発及び利用を効果的かつ効率的に推進するための国際共同活動及び相互裨益の観点に立った二国間及び多国間協力活動
- 国際社会と原子力の調和への貢献